



# 島根県報

令和2年11月13日（金）

号外 第 133 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 4

## 告

## 示

## 島根県告示第660号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	431号	出雲市美談町423番1地先から同市国富町128番地先まで	前	メートル 7.70～ 9.43	メートル 682.85	道路改良工事 拡幅	
			後	13.42～ 17.10	682.85		
県道	斐川上島線	出雲市斐川町大字阿宮2266番1地先から同20番3地先まで	前	A	2.70～ 4.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 仮設道路設置に伴うダブルウェイ解消	
				B	8.00～ 30.27		150.66
			後	B	12.21～ 32.89		150.66
〃	皆井田江津線	江津市桜江町市山739番8地先から同町八戸182番地先まで	前	A	4.70～ 63.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害防除工事 拡幅及び減幅	
				B	6.70～ 63.00		1,304.20
			後	A	4.70～ 103.60		2,057.30
				B	9.00～ 103.60		1,304.20
〃	桜江金城線	江津市桜江町市山739番8地先から同町八戸182番地先まで	前	A	4.70～ 63.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
				B	6.70～ 63.00		1,304.20

			後	A	4.70~ 103.60	2,057.30	災害防除工事 拡幅及び減幅
				B	9.00~ 103.60	1,304.20	

## 島根県告示第661号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来木次線	安来市植田町28番1地先から同町16番2地先まで	メートル 69.26	令和2年 11月13日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄288番5地先から同349番35地先まで	250.00	令和2年 11月13日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	